

第21章 投資環境の優位性と留意点

1. 投資先としての優位性

(1) ミャンマー国内市場の成長性

ミャンマー投資の優位性としてまず挙げられるのが、今後成長が期待されるミャンマー国内市場である。

約5千万人の人口を抱えており、かつ未開拓の産業エリアが多数存在すること自体が、裏返すと国内市場の潜在的な成長可能性を示唆している。実際に2011年の民政移管以降、諸外国からの積極的な物資の輸入、技術・ライフスタイルの導入に頼りながら、国内市場の変化や拡大が見られるところである。

消費市場の場合、例えば通信市場においては、通信事業者として複数の外資企業（KDDI（住友商事との共同事業）、テレノール、オレド一等）を呼び込んだ結果、ここ数年でサービスの改善・拡大が進み、ミャンマー全体でモバイル通信の利用者が急速に拡大している状況にある。今後は、モバイル機器を利用した周辺産業（e-commerce、電子決済、電子送金等）についても市場の発展が期待される場所である。食品・飲料、外食、家庭用品、雑貨等の生活分野等においても、流通の改善に伴い、ヤンゴン等の大都市に住む中所得者以上を中心として、これまでになかった商品やサービスが受け入れられるようになっており、この分野も今後市場拡大が期待される。実際に、カンボジアやラオスといった近隣諸国と比較して人口が多い点に注目した日系企業の進出事例もみられる。その他、テレビ、エアコン、洗濯機といった家電、自動車（2輪、4輪）並びに関連産業（例：アフターサービス関連）についても、今後、国民全体の購買力が増加していくことを前提として、市場拡大が期待される場所である。

一方、産業用市場においては、ミャンマーの主要産業である農業分野が最も市場拡大が見込まれる場所である。農薬、肥料、農業用機器等は、政府が高品質な製品の導入を政策で後押ししていることもあり、これまでは流通していなかった高品質な製品が輸入され、市場に投入されつつある。多くの農家では水牛を活用した農作業を行っているケースが依然として多く、農業が機械化されていくことによる市場の拡大が見込まれている。また、都市部を中心とする旺盛な建築需要に伴い、ここ数年で建築機器・資材の需要も高まっており、これらについても引き続き市場が見込まれる。

このように今後、国内市場の拡大や発展が見込まれる場所ではあるが、一部のわずかな高所得者を除いて、国民全体の購買力は未だ低い状況にあるため、現状では安価な製品、サービスの需要が依然として高い状況にはある。ただし、長い目で見た場合には高品質な製品、サービスが最終的にはコスト面で有利になるという点について国民の理解が深まっており（例：農機、二輪自動車分野における高品質な製品へのシフト）、中間層の所得拡大、金融サービスの拡充（例：低金利でのローンサービスの拡充）が今後進めば、より高品質な製品、サービスへ需要が徐々に移って行くものと思われる。

(2) 豊富で安価な労働力

2014年に実施された全国一斉調査によると、ミャンマーの総人口約5千万のうち、27歳未満の人口が全体の約5割を占めており、若年層の割合の高さ、豊富な労働力の存在が示されている。

ジェトロが毎年実施している各国のデータ比較によると、近隣諸国との賃金比較は下表の通りであり、他国と比べて賃金相場は低い状況にある。また国民のほとんどが敬虔な仏教徒であることから、国民性として勤勉さが労働の質にも反映されているとよく言われる。

以上より、労働集約型の産業においては、ミャンマーでビジネスを展開することのメリットが存在する。特に近年では、チャイナリスク回避のためや、中国等での人件費の高騰や人材確保の問題に直面し、ミャンマーに工場を設立する日系企業の動きもみられる。

図表 21-1 各種賃金（近隣諸国との比較）

(単位：USD)

		ヤンゴン	プノンペン	ホーチミン	バンコク
製造業	ワーカー/一般工職 (月額)	124	175	214	338
	エンジニア/中堅技術者 (月額)	272	391	411	636
	中間管理職/課長クラス (月額)	694	885	846	1,403
非製造業	スタッフ/一般職 (月額)	350	346	453	668
	マネージャー/課長クラス (月額)	1,069	906	1,095	1,442
法定最低賃金		2.62/日	153/月	169/月	8.35~ 8.63/日

(出所) DICA/ Socio-Economic Atlas of Myanmar、ジェトロ 各国・地域データ比較（調査実施時期：2016年12月～2017年1月）より作成

一方、これまで産業の発達が遅れたこと、先進国で見られるような企業管理体制を整えた企業も存在しなかったこと等から、専門職（例：経理、法務）や管理職の経験を有する人材が不足しており、これらの人材については需給バランスの関係から比較的賃金が高い状況である。

(3) 地理的優位性

ミャンマーは、西側でインド、北側で中国、東側でタイ・ラオスといった東南アジアと隣接しており、それぞれの地域をつなぐ結節点に位置している。また、南側はインド洋に面しており、海上を通じて中東やアフリカにアクセスしやすい位置にある。

これらの地理的優位性を鑑みた場合、第三国輸出拠点として、あるいは近隣国における事業のリスク分散の受け皿地としての活用が以前より注目されているところである。現状は、後述のとおり製造業の発展はまだこれからという状況にあり、インフラ面での課題も多数存在するため、上記の視点で事業を積極的に展開する企業の数は少ないが、それらの課題が今後改善されていっ

た場合には、地理的優位性を活かした事業展開も期待される。

(4) 親日性

長年にわたる日本からの支援、勤勉な日本人のイメージ、日系企業・日本製品に対する信頼性、隣接していないことで領土や民族に関する紛争の心配がなかったこと等が相俟って、ミャンマー国民の親日性は非常に高い。この点は、旅行者から実際にミャンマー進出を果たしている日系企業まで、日本人や日系企業がミャンマーで体感する事実である。

日系企業がミャンマーに進出する場合には、労働者の確保、事業運営において、ミャンマー人の親日性が有利に働く可能性がある。

2. ミャンマー投資の留意点

(1) ビジネス環境ランキング

2017年10月に世界銀行が公表した最新のビジネス環境ランキング（Doing Business 2018）によると、全体の190ヶ国中、ミャンマーは総合で171位となっており、近隣諸国と比べても未だビジネス環境の整備が遅れている状況にある。

図表 21-2 ビジネス環境ランキング（近隣諸国との比較）

（単位：順位）

項目	ミャンマー	ラオス	カンボジア	ベトナム	タイ
法人設立	155	164	183	123	36
建設許可取得	73	40	179	20	43
電力	151	149	137	64	13
不動産登記	134	65	123	63	68
資金調達	177	77	20	29	42
少数株主保護	183	172	108	81	16
納税	125	156	136	86	67
貿易	163	124	108	94	57
契約執行	188	97	179	66	34
破綻処理	164	168	74	129	26
総合	171	141	135	68	26

（出所）<http://www.doingbusiness.org> より作成

なお、ミャンマー政府はビジネス環境の改善を進めるべく、近年、諸外国の力を借りながら、課題の洗い出し、改善に向けたロードマップの作成、改革の実行といった政策を実行しているところであり、重要かつ実行が比較的容易なエリアから順次改善が図られている状況にある。

(2) 法制度の整備、運用状況

外資がミャンマーへの投資を検討する際に、課題として真っ先に挙げられるのが法制度面での課題である。例えば、想定している事業や投資スキームを実行できるかどうか不明である、事業に関連する法規制が不明である、ファイナンスやエグジットの実行可能性が不明であるといった問題が挙げられる。これらの多くは、そもそも法規制が存在しない、法規制は存在するものの内容が曖昧である、法規制が古いため現代のビジネス実態に即していない、複数の法規制が存在しておりどの法規制が優先されるのか不明、さらには法規制と運用が異なるといったことが要因となっている。特別の法規制である経済特区法のもとで上記の不安要素の大部分が解消されているティラワ経済特区は、その意味で外国投資家が安心して投資を実行できる場所であり、外国投資家がティラワ経済特区を投資場所として選ぶ重要な要因となった。

このような状況を改善すべく、政府は順次、法規制の現代化、整理、拡充に取り組んでいるところであり、直近では新投資法や新会社法が制定されたことがその代表例である。新投資法は、内国投資家、外国投資家を問わず、投資に関して包括的にルールを定めたもので、関連する細則、通達を含めて、禁止事業、規制事業（外資規制事業、所轄官庁の許可が必要となる事業等）、MIC投資許可が必要となる要件、手続等を体系的に明確化しており、すでにその運用が開始されているところである。新会社法は、現代のビジネス実態に合わせた法体系となっており、従来と比べて会社機関の設計、資本調達、株式譲渡等でより柔軟な対応が可能となっている。その他の法規制についても順次改訂が検討されている状況にある。

このように、法制度の改善に向けた取り組みが行われているところではあるが、実行段階まで進んでいるのは一部のみで、全体的に改善されて諸外国並みの法制度が整備されるまでにはまだ時間がかかることが想定される。また、これまで運用面で各省庁や行政組織が独自の規制を行っていた状況を鑑みると、法体系は整備されたものの、実際の運用が法制度に沿ったものになるかどうか不安が残るところである。そのため、ミャンマーへ投資を行う際には、法律の専門家を交えながら、自社の事業に適用される法制度、運用状況、法的リスクを十分に理解した上で、投資実行の判断や事業運営を行うことが望まれる。

(3) 外資規制

外資規制として代表的なものは、「業種規制」、「土地規制」、「輸入規制」の三つであり、ミャンマーへ投資を行う際には、これらの規制に留意する必要がある。

①業種規制

新投資法及び関連する細則、通達により下記の業種規制が設けられている。なお、外資企業に該当するかどうかの判断基準は、新会社法の定めに準拠するものとされている。新会社法のもとで外資企業とみなされるかどうかの境界線は、外国人あるいは外国企業による直接・間接の所有・支配比率が35%を上回るかどうかとなっている。参考までに、旧会社法のもとでは、外国人あるいは外国企業が1株でも有していれば、その会社は外資企業とみなされていた。

<禁止事業>

外資には禁止されている事業（例：ミニマートやコンビニ等の小規模小売）が例示列挙されている。

<合弁を要する事業>

内資との合弁形態が必要となる事業（例：居住用アパート、コンドミニアムの開発、販売、賃貸）が例示列挙されている。

<その他>

上記のほか、金融業については、別途、所轄官庁（中央銀行や財務計画省）のもとで外資規制が実施されるものとされており、関連省庁から出されたその他の法令等によって事業の制限が規定されている場合にも、それらに従う必要があるとされている。そのため、投資法や関連法規制で明示されていない場合でも、別の外資規制が適用される可能性があり、この点、留意が必要である。

②土地規制

不動産譲渡制限法のもとで、外資には土地の保有や1年を超える土地の賃借が禁止されている。従来、土地の長期利用が必要となる事業（例：製造業）を外資が行う際には、経済特区法のもとの投資を除いて、MIC 投資許可を取得せざるを得なかったが、新投資法のもとでは、土地の長期利用のための申請・承認手続きが別途設けられている。なお、不動産譲渡制限法のもとの外資の定義は、新会社法の外資の定義と異なるものの、旧会社法のもとで外国人あるいは外国企業が1株でも有していれば、その会社は外資企業とみなされていたことから、土地に関する外資規制（運用上の規制）も、旧会社法上の取り扱いと歩調を合わせる形となっていた。今回、新会社法のもとで外資企業の定義が変更されたことに伴い、不動産譲渡法のもとの外資比率がどのような規制になるのか、新会社法施行後の実務を注視する必要がある。

③輸入規制

これまで外資企業には貿易業や輸入行為が認められていない。具体的には、輸入の際に輸出入業者登録や、品目によっては輸入の度に輸入ライセンスが必要とされるが、外資企業にはこれらが認められていない状況にあった。これらの許可は商業省が与えており、外資に対する当該輸入規制は商業省の管轄となる。なお、例外的に、MIC 投資認可を得た企業や経済特区法のもとで投資許可を得た企業に対しては、外資であっても原材料や設備機械の輸入が認められていた。また、一部の品目（ショールームでの新車販売、肥料、農薬、農機、医療機器、建設資材等）についても、政策的に外資にも輸入が開放されていた。

一方で、2018年5月に、一定の条件のもとで外資に卸売や小売を開放するという通達を商業省が公表しており、必要な条件を満たした外資企業には輸入権限も付与されることが予想される。これについては、今後の実務動向を注視する必要がある。

(4) インフラの整備状況

インフラの脆弱性については、以前より指摘されているところである。

製造業にとってもっとも懸念されるのが電力インフラの脆弱性であり、一定以上の電力を必要とする製造業は現状においては事業が成り立たない状況にある。そのため、現在稼働している製造業のほとんどが電力をそれほど必要としない軽工業や労働集約型の事業となっており、製造業の広がりという意味でこの点がボトルネックとなっている。

また、交通インフラについても、鉄道や道路の整備が遅れているため、国内輸送に時間がかかるという難点を抱えている。なお、日系の物流会社が多数進出しているため、輸送の品質はある程度確保されている。

インフラの整備には今後も時間がかかることが予想されるため、ミャンマーへの投資を行う際には、事業リスクとして上記を考慮する必要がある。

(5) 地場産業の発展状況

上記の通り、インフラの脆弱性に起因して製造業のすそ野が広がっていないため、物資（特に工業製品）の大部分を輸入に頼らざるを得ない状況である。原材料から製造用機器、建築用資材、建設機器に至るまでその大部分を輸入で賄う必要があり、これに起因したコストの高さが事業運営上のボトルネックとなり得る。